

## ■ 青少年指導員の役割

### (1) 青少年団体の組織化と指導育成

- ① 青少年団体(子ども会等)の指導及び育成
- ② 青少年団体活動を振興し、充実するための指導援助
- ③ 青少年団体活動の広報及び加入の促進
- ④ 未組織青少年団体の組織化の推進

### (2) 文化、レクリエーション活動の推進

- ① 地域青少年団体のハイキング、キャンプ、ゲーム等の各種スポーツ、レクリエーション行事に参加し行事の普及と指導
- ② 音楽会、映画会、読書会等の文化、レクリエーション事業の実施

### (3) 青少年育成組織の強化と地域活動の推進

- ① 地域住民の社会連帯意識の向上の啓発活動
- ② 地域における青少年の実態の把握と指導員活動の住民への周知
- ③ 青少年育成のための育成会、母親クラブ等の組織の強化と各種指導員、相談員団体機関等の相互連携と推進
- ④ 地域ぐるみで行う青少年育成の諸行事の開催

### (4) 環境の整備と浄化活動

- ① 青少年育成の遊び場、公園、運動広場等の整備と確保のための地域への働きかけ
- ② 有害環境排除のための業界自主規制活動促進への働きかけ

### (5) 青少年に関する相談と愛護指導

- ① 町のカウンセラーとして地区の青少年からの相談
- ② 青少年相談所等の公的機関との連携
- ③ 非行の予防と早期発見、早期指導のためのパトロールによる愛護指導

### (6) 市及び他団体との協力連携

青少年指導にあたっては、母親クラブ、PTA、子ども会等青少年関係団体との連携をとり地域活動の充実をはかり、青少年健全育成の強化と非行防止活動の推進をするとともに、市における公的行事、研修会への協力と参加

### (7) その他

- ① 広報活動
  - ア 青少年育成に関する啓発活動の推進
  - イ 市及び教育委員会が実施する行事等の広報活動

## ■ 青少年指導員連絡協議会

青少年指導員の連絡提携と情報交換により指導力の充実を図り、地域社会における青少年の自発的活動を高めることにより、青少年の健全育成を図ることを目的に組織された団体です。

- (1) 青少年指導員相互の連絡及び情報交換等資料の提供
- (2) 青少年指導に必要な講習会、研修会の開催
- (3) 関係機関並びに諸団体との連絡調整
- (4) その他、目的達成のため必要なこと

上記の目的を達成するために、研修部・事業部・広報部・団体育成部の各専門部を設置し、青少年指導員の指導力の向上を図っています。

また、必要に応じて市の主催事業の参画なども行っています。